

# 要介護者等の方は 「精神的損害の増額賠償」を請求できます

平成28年1月1日発行の広報なみえ等でもお知らせしていますが、まだ請求されていない方が多くいらっしゃいます。

初めて請求される方は、東京電力のコールセンター（☎0120-926-404）へ電話をして請求書を取り寄せてください。なお、既に請求されている方については、東京電力より請求書が発送されますのでお電話の必要はありません。

## 請求対象期間

平成23年3月11日から平成28年5月31日

（そのうち下記の手帳等を有していた期間）

※今後、対象期間が延びる可能性が十分にあります。

延長の決定については町ホームページや広報等でお知らせします。

## 対象となる方と賠償金額

請求時に手帳等の写しを添付する必要があります。

紛失や返還等の理由により手帳等の写しを提出できない方は、請求書取り寄せ時にコールセンターに申し出てください。（「自己情報開示請求に係る同意書兼委任状」を提出する必要があります）

要介護状態等		賠償金額	
		要介護者	介護者
①介護保険被保険者証をお持ちの方	要介護5・4	20,000円/月	10,000円/月
	要介護3・2	15,000円/月	—
	要介護1	10,000円/月	—
②身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害等級1級・2級	20,000円/月	10,000円/月
	身体障害等級3級・4級	15,000円/月	—
	身体障害等級5級・6級	10,000円/月	—
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害等級1級	20,000円/月	10,000円/月
	精神障害等級2級	15,000円/月	—
	精神障害等級3級	10,000円/月	—
④療育手帳をお持ちの方	障がいの程度A	20,000円/月	10,000円/月
	障がいの程度B（B-1相当）	15,000円/月	—
	障がいの程度B（B-2相当）	10,000円/月	—

※同等の事情をお持ちであることを証明書等により確認できる方は、個別の対応となります。

なお、同一期間内で複数の要介護状態等に該当する場合、もっとも高い賠償金額が増額されます。

例えば、「要介護1」と「身体障害者手帳3級」に該当する場合

要介護1  
10,000円/月

より

身体障害等級3級  
15,000円/月

の方が高額なので、15,000円/月の増額となります。

賠償の詳細や不明な点等の問合せは、東京電力コールセンターまたは浪江町役場までお電話ください。

東京電力問い合わせ先

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎0120(926)404

【受付時間】

9時～19時 月～金（祝日を除く）

9時～17時 土・日・祝日

浪江町役場問い合わせ先

総務課賠償支援係

TEL 0243(62)1105